

【2019.7.21 第9回「日の丸・君が代」問題等全国学習・交流集会への報告】

## 大阪市人事委員会 今秋 裁決 (2015年7月請求の戒告処分取消請求)

D-TaC は「天皇即位を祝う」児童朝礼実施の泉尾北小校長に対し面談を要請！

市教委協議確認をもとに、天皇制賛美教育の中止要求を続けます

グループ ZAZA・D-TaC 大阪市立学校教員・「君が代」不起立被処分者 松田 幹雄

最終意見書で、大阪市国旗国歌条例の違憲性、処分手続きの瑕疵を主張

私の大阪市人事委員会審理は、処分担当課長と校長の尋問(2018年10月)、請求者本人尋問(12月)を終えて、私たちは、3月1日に最終意見書を提出しました。処分者(市教委)も最終意見書を提出し、秋には、裁決が出されるとのことです。

私たちの最終意見書は、最初に「本件処分の特異な本質」という項を設け、私の案件に最高裁判決の枠組みは適用できないことを主張しました。すなわち、大阪市の国旗国歌条例は、「愛国心の高揚」を目的として教育活動として教職員に起立・斉唱を義務づけており、最高裁判決の、「儀式的行為」における思想良心の自由の「間接的制約」枠から外れた、直接的制約であることです。次に、「事実経過における重要な諸点」の項目を設け、手続き上の瑕疵を主張しました。すなわち、私が不起立の理由を記して提出した「上申書」「上申書2」について、処分過程で一切討議もされず、「独自の見解」という一言で排斥して処分したことに手続き上の瑕疵があるという主張です。私たちの主張を補強する意味で、「君が代」斉唱にかかわる認識についての2009年9月9日の大阪高裁判決「『唱う』という行為は、個々人にとって感情を伴わざるを得ない身体的行為であるから、これを強要されることは、内心の自由に対する侵害となる危険性が高い。したがって、君が代を斉唱しない自由を尊重されるべきである。」も紹介しています。そして、この「君が代」強制が、「教育公務員としての思想的良心の自由」の侵害であることを訴えています。大阪市人事委員会がこれらの主張をどう判断するのか、ぜひ注目ください。

泉尾北小校長は、D-TaC の面談要求を拒否し、学校 HP の記事削除等を要求する内容証明郵便についても受け取りを拒否した！公立学校の校長として許されるのか？！

5月8日、大阪市立泉尾北小学校の民間人公募校長が、「愛国の歌姫」と呼ばれる歌手・山口あやき氏を招いて「天皇即位を祝う」全校児童朝礼を実施していたことが判明。山口氏は、明治時代の唱歌「神武天皇」「仁徳天皇」やオリジナル曲「行くぞ！日の丸！」「令和の御代」等を歌い、校長は、学校ホームページで、山口氏の歌・話を「とてもいいお話」「とても素晴らしいゲストでした」と絶賛しました。戦前の天皇制をも賛美する、許されない憲法違反・学習指導要領違反の洗脳教育です。

D-TaC は、これまで、「君が代」強制にかかわる大阪市教委との協議を継続して行い、市教委ホームページに掲載された協議内容を根拠に、大阪市立中学校長に対して、児童・生徒の人権を尊重した「君が代」指導への転換を訴えてきました。D-TaC は、この児童朝礼の事実を知って、泉尾北小学校長にも面談を要請をしましたが、時間がとれないと拒否されました。7月4日付で内容証明郵便により要請書を送付しましたが、それも受け取り拒否でした。(裏面)「教育内容に危惧を抱く市民の面談要求拒否など、公立学校長として許されない！」と広く訴えていきたいと思えます。